

認定事項変更(申請・届出)書

甘楽町長 様

令和 年 月 日

保護者
(申請者) 住所

氏名

生年月日 昭・平 年 月 日

日中連絡先

次のとおり、変更を(申請・届出)します。

施設名	☐ 利用中 ☐ 申請中・保留中		
児童名			
生年月日	令和 年 月 日 保護者との続柄()	令和 年 月 日 保護者との続柄()	令和 年 月 日 保護者との続柄()

変更の種類	変更の内容・理由
☐ 住所・連絡先変更	変更後:
	変更前:
☐ 保護者変更	変更後:
	変更前:
☐ 氏名の変更等 (保護者・児童)	新氏名:
	旧氏名:
☐ 支給認定区分・ 保育必要量の変更	変更後: ☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☐ 3号標準時間 ☐ 3号短時間
	変更前: ☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☐ 3号標準時間 ☐ 3号短時間
☐ 保育を必要とする 事由の変更 (☐ 父・ ☐ 母・ ☐ その他)	変更後: ☐ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学・訓練 ☐ 育児休業 ☐ その他()
	変更前: ☐ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学・訓練 ☐ 育児休業 ☐ その他()
☐ 勤務先の変更 (☐ 父・ ☐ 母・ ☐ その他)	新勤務先名:
	旧勤務先名:
☐ 利用者負担額の変更	☐ 課税情報に変更が生じた為 ☐ 税関係書類提出の為 ☐ 世帯状況が変化した為 ☐ その他()
☐ 世帯状況の変更 (☐ 世帯員増 ☐ その他 ☐ 世帯員減)	変更理由:
☐ 認定期間の変更	
☐ その他	

添付書類
☐ 子どものための教育・保育給付 支給認定証 ☐ 就労証明書 ☐ 求職・出産要件に関する申立書 ☐ 診断書 ☐ 診断書(介護・看護用) ☐ 市町村民税(非課税)額証明書(控除記載あり) ☐ 戸籍謄本 ☐ その他()

※ 裏面の「認定事項変更(申請・届出)に必要な添付書類について」を確認し、添付書類を提出してください。

認定事項変更(申請・届出)に必要な添付書類について

変更の種類			添付書類
住所			「子どものための教育・保育給付 支給認定証」 ※町外転出の場合は、別途退所手続等が必要です。
連絡先変更			添付書類不要
保護者変更			「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
氏名の変更等			「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
支給認定区分・ 保育必要量の変更			変更が必要なことを証する書類(条件変更後の就労証明等)、「子どものための教育・ 保育給付 支給認定証」
保育を必要とする事由の変更	労働	就職 転職	新しい勤務先の「就労証明書」(自営業等の方は「就労状況申告書」も記入、内職・ 農業の場合、給与明細・出荷伝票等も必要)、「子どものための教育・保育給付 支給 認定証」
		異動	異動がわかる「就労証明書」、「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
		育休期間 変更	育児休業期間が変更された「就労証明書」、「子どものための教育・保育給付 支給 認定証」
	妊娠・出産		「求職・出産要件に関する申立書」、母子手帳(母親の名前と出産予定日の分かる ページ)のコピー、「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
	疾病・障害		「診断書」(町指定様式)、「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
	介護・看護		「診断書(介護・看護用)」(町指定様式)、「子どものための教育・保育給付 支給認 定証」
	求職活動		「求職・出産要件に関する申立書」、「子どものための教育・保育給付 支給認定証」
	就学・訓練		在学証明書と時間割(各学校等で発行)、「子どものための教育・保育給付 支給認 定証」
利用者負担額の変更			該当年度の市町村民税課税(非課税)額証明書(控除記載あり)等の税関係書類
世帯状況の変更	離婚 (離婚調停)		離婚日の記載された戸籍謄本(離婚調停の場合は事件係属証明書など)、「子ども のための教育・保育給付 支給認定証」
	結婚		婚姻日の記載された戸籍謄本、結婚相手の保育が必要であることを証する書類、市 町村民税課税(非課税)額証明書(控除記載あり)等の税関係書類、「子どものため の教育・保育給付 支給認定証」
	その他		変更理由によっては添付書類が必要な場合があります。詳しくはにこにこ甘楽内 福 祉課こども係(0274-67-5194)までお問い合わせください。

- ※1 上記を参考にし、支給認定の変更が必要なことを証する書類を添付してください(公簿等で確認できる場合は省略できる場合があります)。なお、状況によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ※2 申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取り消すことがあります。
- ※3 支給認定証を紛失した場合は、上記の書類に加えて「子どものための教育・保育給付 支給認定証再交付申請書」も併せて提出してください。
- ※4 認定内容の変更は、事実発生日または「認定事項変更(申請・届出)書」の提出日のいずれか遅い方の翌月(1日の申請は当月)からとなります。ただし、一部の変更(結婚や求職中への事由変更等)は原則事実発生日の翌月(1日付は当月)からの変更となります。